保護者のみなさんへ

令和４年度 就学援助制度のお知らせ

豊橋市では、お子さんの市立小・中学校への就学にあたり、制度の認定基準にあてはまる方を対象に給食・学用品費など費用の一部を援助しています。援助を希望される方は、下記により申請してください。

なお、現在、通常の就学援助（令和３年度分）および小学校入学準備金（令和３年度分）を受給されている方も、引き続き援助を希望される場合は、改めて申請が必要となります。

１　申請期間・会場

(1) 日　時：**令和４年３月２日(水)～3 月 8 日(火)［午前 8 時 30 分～午後 5 時］**
※3 月 5 日(土)・6 日(日)は、午前 9 時から正午まで

(2) 場　所：**豊橋市役所 講堂**（豊橋市役所東館 13 階）

２　申請に必要なもの

(1) 保護者名義の預貯金通帳　※　援助費を校長口座へ振込希望の方は不要です。
※　印鑑は不要です。

通常は、上記(1) のみとなりますが、場合によっては、事情を明らかにする書類が必要となります。(裏面参照)

３　援助の内容　（以下の表は、令和３年度の援助内容であり変更の可能性があります。）

区　分	学　年	支 給 方 法	支 給 時 期
学 用 品 費 等	全　学　年	学年ごとの定額を支給 （年度途中で認定(廃止)された場合は月割で支給）	７月・１０月・１月・２月の各月末
入 学 準 備 金 （ 中 学 校 ）	小６	R5 年 1 月 31 日時点で認定を受けている者のうち、豊橋市立中学校に就学予定の者に定額を支給	２月末
新入学学用品費	小１・中１ （※１）	４月認定者のみに定額を支給	５月末
修 学 旅 行 費	小６・中３	実施時点(修学旅行初日)の認定者に共通行動に係る実費相当額を支給	７月までの実施分： ８月末 10 月までの実施分：11 月末 11 月以降の実施分：実施後
医 療 費（※２）	全学年(※３)	申請により医療券を交付	９月・１月・３月・４月の各月末
学　校　給　食	全　学　年	児童生徒へ給食を提供 (費用については市が負担)	―
学校生活管理指導費(※４)	全　学　年	申請により限度額まで実費支給	７月・１０月・１月・４月の各月末

※１：令和３年度に入学準備金（小学校・中学校）を受給された方は、新入学学用品費を重複して受給することはできません。
※２：医療費の対象疾病…う歯(虫歯)、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎など。
※３：小学生、中学生ともに医療費助成制度が優先されます。
※４：「学校生活管理指導表」の記載に伴う文書料の自己負担額を助成します。

＊　＊　＊一斉申請終了後の申請について＊　＊　＊

(1)日　時：**令和４年３月９日(水)～**
［土・日曜日、祝・休日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分］
※5/1 以降の申請は、援助費が月割りになりますのでご注意ください。

(2)場　所：**豊橋市教育委員会 学校教育課**（豊橋市役所東館 11 階）

＊　＊　＊ 問い合わせ先 ＊　＊　＊

●就学援助に関すること　⇒ 豊橋市教育委員会 学校教育課（☎51－2825）／市役所東館 11 階
●給食・医療費・学校生活管理指導費に関すること ⇒　保健給食課（☎51－2835）／市役所東館 11 階

４　援助を受けられる方（次のいずれかに該当する方）

<table>
<tr><th>番号</th><th>項　　目</th><th>事情を明らかにする書類</th></tr>
<tr><td>1</td><td>令和３年４月１日以降に生活保護が停止または廃止された方</td><td>保護停止・廃止決定通知書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>所得（保護者及び同一世帯員の所得合計額）が基準以下の方</td><td>必要ありません。

ただし、次に該当する場合は、世帯全員の所得証明書が必要です。
【令和４年３月２日から６月１日までの申請】
令和３年１月１日現在で豊橋市に
住民票がない方→令和３年度所得証明書
【令和４年６月２日以降の申請】
令和４年１月１日現在で豊橋市に
住民票がない方→令和４年度所得証明書</td></tr>
<tr><td colspan="2">(1)　援助を受けることができる基準は、所得（住民票に記載の世帯全員の所得合計額）が下記の金額以下です。ただし、別居の父母(単身赴任等)は計算対象になります。
(2)令和４年４月～6月認定（6月１日までの申請）は、令和２年所得を、令和４年７月認定（6月２日以降の申請）以降は、令和３年所得を適用します。
(3)毎月、認定資格の確認をしますので、認定後であっても所得の状況（適用年の所得等）によって年度途中で取り消しとなる場合もあります。
【所得基準額】→源泉徴収票における給与控除後の金額など
<table>
<tr><th>家族人数</th><th>２人</th><th>３人</th><th>４人</th><th>５人</th><th>６人</th></tr>
<tr><td>所 得 額</td><td>2,254,000 円</td><td>2,773,000 円</td><td>3,334,000 円</td><td>3,741,000 円</td><td>4,278,000 円</td></tr>
</table>
※7 人以上は、6 人家族の所得額に１人増すごとに 47 万円を加算した金額です。</td></tr>
</table>

※生活保護を受けている方は、この手続きは必要ありません。
※やむを得ない事情による失業等(令和４年１月１日以降に失業したことが確認できる書類が必要)、その他経済的にお困りの方は、別途ご相談ください。

【　所得基準額を満たす世帯の計算例　】３人家族の場合（家族人数は、児童生徒を含めた全員の人数）

世帯構成員	父	母	児童	合計額	備考
給 与 収 入 額	4,000,000 円	560,000 円	0 円	4,560,000 円	※給与所得のみの家族を想定しており、例示と同収入額であったとしても家族等の状況により、非認定になる可能性もあります。
給与所得控除額	1,240,000 円	550,000 円	0 円	1,790,000 円	
所　得　金　額	2,760,000 円	10,000 円	0 円	2,770,000 円	

☆所得の計算方法については国税庁 HP を参考にしています。
→https:www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1410.htm

切り取り

［就学援助の受給の有無について］

該当の番号へ〇を付け必要事項を記入のうえ、切り取って受付へ提出してください。

１．現在、就学援助を受給している。

①新学年：____年、学校：_____小・中 学校、氏名：_____

②新学年：____年、学校：_____小・中 学校、氏名：_____

③新学年：____年、学校：_____小・中 学校、氏名：_____

＊現在、受給していない**新小学１年生**についても記入してください。

２．現在、就学援助は受給していません。

受給を希望する市立小中学生は、何人ですか？　_____人